

報告第 29 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 10 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

貸金請求事件訴訟に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年9月18日

足立区長 近藤 弥生

貸金請求事件訴訟に関する和解について

足立区は、応急小口資金貸付金の償還残額の弁済につき、下記により和解する。

記

1 相手方

千葉県松戸市在住者

2 和解の要旨

和解条項のとおり

和解条項(案)

- 1 被告は、原告に対し、本件債務として13万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、原告方に持参又は納付書により支払う。
 - (1) 令和元年10月末日限り 3万円
 - (2) 令和元年11月から令和3年6月末まで毎月末日限り 5000円ずつ
- 3 被告が前項の分割金の支払を2回以上怠り、その額が1万円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年10.95%の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 4 原告はその余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

以上